

主務省	法人名	平成17年度 (千円)	平成18年度 (千円)	対前年度比較増△減		
				増減額(千円)	対前年度比(%)	
農 林 水産省	農業生物資源研究所	3,351,377	3,282,939	△ 68,438	△ 2.0	
	農業環境技術研究所	1,607,805	1,573,381	△ 34,424	△ 2.1	
	国際農林水産業研究センター	1,420,736	1,359,906	△ 60,830	△ 4.3	
	森林総合研究所	5,303,337	5,238,320	△ 65,017	△ 1.2	
	水産総合研究センター *	7,729,554	7,728,857	△ 697	△ 0.0	
	農畜産業振興機構	2,189,367	2,161,192	△ 28,175	△ 1.3	
	農業者年金基金	754,840	741,527	△ 13,313	△ 1.8	
	農林漁業信用基金	1,211,881	1,177,348	△ 34,533	△ 2.8	
緑資源機構	6,465,182	6,277,506	△ 187,676	△ 2.9		
経 済 産業省	経済産業研究所	444,806	449,553	4,747	1.1	
	工業所有権情報・研修館	717,909	800,080	82,171	11.4	
	日本貿易保険	1,398,043	1,425,438	27,395	2.0	
	産業技術総合研究所	29,594,701	29,432,295	△ 162,406	△ 0.5	
	◎ 製品評価技術基盤機構	3,325,581	3,149,269	△ 176,312	△ 5.3	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	6,714,871	6,657,354	△ 57,517	△ 0.9	
	日本貿易振興機構	13,664,699	13,615,501	△ 49,198	△ 0.4	
	原子力安全基盤機構	4,688,323	4,666,710	△ 21,613	△ 0.5	
	情報処理推進機構	1,821,992	1,722,700	△ 99,292	△ 5.4	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	5,004,745	4,686,021	△ 318,724	△ 6.4	
	中小企業基盤整備機構	7,982,538	7,727,586	△ 254,952	△ 3.2	
	国土 交通省	土木研究所 *	2,900,065	2,876,908	△ 23,157	△ 0.8
	建築研究所	871,524	853,515	△ 18,009	△ 2.1	
交通安全環境研究所	828,351	823,222	△ 5,129	△ 0.6		
海上技術安全研究所	1,980,651	1,916,624	△ 64,027	△ 3.2		
港湾空港技術研究所	926,545	904,472	△ 22,073	△ 2.4		
電子航法研究所	612,583	570,771	△ 41,812	△ 6.8		
航海訓練所	3,744,390	3,673,754	△ 70,636	△ 1.9		
海技教育機構 *	1,739,035	1,728,918	△ 10,117	△ 0.6		
航空大学校	1,046,239	993,005	△ 53,234	△ 5.1		
◎ 自動車検査	5,308,443	5,275,597	△ 32,846	△ 0.6		
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	16,603,447	15,585,287	△ 1,018,160	△ 6.1		
国際観光振興機構	1,132,559	1,107,414	△ 25,145	△ 2.2		
水資源機構	14,338,034	13,925,602	△ 412,432	△ 2.9		
自動車事故対策機構	2,909,116	2,878,457	△ 30,659	△ 1.1		
空港周辺整備機構	874,605	785,192	△ 89,413	△ 10.2		
海上災害防止センター	310,515	312,532	2,017	0.6		
都市再生機構	35,719,816	33,883,569	△ 1,836,247	△ 5.1		
奄美群島振興開発基金	151,912	150,798	△ 1,114	△ 0.7		
日本高速道路保有・債務返済機構 ※	468,132	923,771	455,639	97.3		
環境省	国立環境研究所	2,455,913	2,339,783	△ 116,130	△ 4.7	
環境再生保全機構	1,137,656	1,224,288	86,632	7.6		
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	2,477,875	2,291,004	△ 186,871	△ 7.5	
合計	法人全体	942,367,676	958,111,753	15,744,077	1.7	
	※、☆を除く法人	919,136,274	912,555,277	△ 6,580,997	△ 0.7	

(注) 1 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容（平成19年7月23日時点）を取りまとめたものである。

2 ◎は独立行政法人（公務員型）であることを示す。

3 「給与・報酬等支給総額」とは、常勤役員に係る当該年度に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額である。

4 ※は平成17年度途中に設立された法人であることを示し、17年度の支給総額は法人設立日から17年度末までの額である（年金・健康保険福祉施設整備機構については、年間額に換算した推計値である。）。

5 ☆は平成18年4月に新たに設立された法人であることを示し、平成17年度の「支給総額」欄については、前身組織がある場合は推計値を、前身組織がない場合は「-」を記載している。

6 *は平成18年4月1日に統合により設立された法人であり、平成17年度実績は前身組織からの推計値である。

7 「対前年度比較増△減」の「対前年度比」は、平成17年度と18年度とで支給総額が何パーセント変化したかを表す変化率である。

○特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について
(平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定)(抄)

2 新独立行政法人の役職員の身分等

新独立行政法人の役員の報酬等については、平成14年3月15日の閣議決定により特殊法人等の役員の給与及び退職金の大幅削減が行われたこと及び報酬等には役員の業績等が考慮されなければならないとする独立行政法人通則法第52条及び第53条の趣旨を踏まえ、厳に適正な水準とする。新独立行政法人の職員の給与についても、同法第57条及び第63条の趣旨を踏まえ、適正な水準とする。

また、主務大臣は、新独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役職員と比較ができる形で分かりやすく公表することとする。

○公務員の給与改定に関する取扱いについて(平成18年10月17日閣議決定)(抄)

3(3) 独立行政法人の役職員の給与については、改定に当たって国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう要請するとともに、中期目標に従った人件費削減や国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与の見直しの取組状況を的確に把握する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。

(注) 独立行政法人には、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本司法支援センターを含む。

○独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について(平成15年12月19日閣議決定)(抄)

1 独立行政法人

(1) 各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額 $12.5/100$ を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。

(2) 独立行政法人評価委員会は、上記(1)の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。

独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。

(3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成15年9月16日閣議決定)の4(注)に基づき、決定に至った事由とともに公表する。

(注) 公務員の給与改定に関する取扱いについて (平成15年9月16日閣議決定)

- 4 独立行政法人の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう要請する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役員の報酬及び退職手当並びに職員の給与の水準を国家公務員等と比較できる形で分かりやすく公表することとする。また、特殊法人等の役職員の給与改定に当たっても、国家公務員の例に準じて措置されるよう対処するとともに、事業及び組織形態の見直しを通じた給与等の適正化を進めるものとする。

○行政改革の重要方針 (平成17年12月24日閣議決定) (抄)

4 総人件費改革の実行計画等

(1) 総人件費改革の実行計画

ウ その他の公的部門の見直し

① 独立行政法人及び国立大学法人法に基づく法人

(ア) 主務大臣は、国家公務員の定員の純減目標 (今後5年間で5%以上の純減) 及び給与構造改革を踏まえ、独立行政法人及び国立大学法人法に基づく法人について、各法人ごとに、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うことを中期目標において示すこととする。

(イ) 各法人は、中期目標に従い、今後5年間で5%以上の人件費 (注) の削減を行うことを基本とする (日本司法支援センター及び沖縄科学技術研究基盤整備機構を除く。)。これに加え、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組むものとする。

各法人の長は、これらの取組を含む中期計画をできる限り早期に策定し、主務大臣は、中期計画における削減目標の設定状況や事後評価等を通じた削減の進捗状況等を的確に把握するものとする。

(注) 今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律 (平成18年法律第47号) (抄)

(独立行政法人等における人件費の削減)

第53条 独立行政法人等 (独立行政法人 (政令で定める法人を除く。) 及び国立大学法人等をいう。次項において同じ。) は、その役員及び職員に係る人件費の総額について、平成18年度以降の5年間で、平成17年度における額からその100分の5に相当する額以上を減少させることを基本として、人件費の削減に取り組まなければならない。

2 独立行政法人等を所管する大臣は、独立行政法人等による前項の規定による人件費の削減の取組の状況について、独立行政法人通則法 (国立大学法人等にあつては、国立大学法人法) の定めるところにより、的確な把握を行うものとする。

○独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）

【役員の報酬等】

（役員の報酬等）

第52条

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第30条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

第53条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）

第62条 第52条及び第53条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。

この場合において、第52条第3項中「実績及び中期計画の第30条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは、

「実績」と読み替えるものとする。

【職員の給与】

（職員の給与）

第57条

2 特定独立行政法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第30条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（職員の給与等）

第63条

2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

【財務諸表等の作成】

（財務諸表等）

第38条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。）を付けなければならない。

3 主務大臣は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

○「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A（抄）

第10章 附属明細書及び注記

Q78-1 附属明細書を作成する各欄には、具体的にはどのような内容を考えているのか。

A

18 役員及び職員の給与の明細

(3) 独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準について、主務大臣が総務大臣の定める様式に則って公表する事項についても、明細書に併せて公表することとする。

独立行政法人職員と国家公務員との比較方法（対国家公務員指数の算出方法）

1. 比較職種

同種の職種間で給与水準を比較

① 全ての独立行政法人

a 国家公務員との比較

法人の「事務・技術職員」と国の「行政職俸給表（一）適用職員」を比較

b 全独立行政法人との比較

法人の「事務・技術職員」と他法人の「事務・技術職員」を比較

② 研究職員が在職する独立行政法人

a 国家公務員との比較

法人の「研究職員」と国の「研究職俸給表適用職員」を比較

b 全独立行政法人との比較

法人の「研究職員」と他法人の「研究職員」を比較

③ 病院部門を有する独立行政法人

a 法人の「医師」と国の「医療職俸給表（一）適用職員」を比較

b 法人の「看護師」と国の「医療職俸給表（三）適用職員」を比較

注：病院部門を有する独立行政法人は限られることから、有効な比較とならないため、他法人との比較は行っていない。

2. 比較する給与

年間給与額について比較

（注）年間給与額とは、公表を行う年度の前年度に支給された給与額（月例給、賞与等の合計額）から、超過勤務手当、特殊勤務手当等の実績給及び通勤手当を除いた額

3. 比較方法

比較対象法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、法人に国の給与水準を持ち込んだ場合の給与水準を100として算出

（考え方）

$$\frac{\text{法人の年齢別平均年間給与額} \times \text{法人の年齢別人員数}}{\text{国の年齢別平均年間給与額} \times \text{法人の年齢別人員数}} = \frac{\text{法人が現に支給している給与費}}{\text{国の給与水準で支給したと仮定した場合の給与費}}$$

具体的算出例（事務・技術職員を国家公務員と比較する場合）

	年齢階層 (歳)	国（行政俸給表（一） 適用職員）	独立行政法人（事務・技術職員）	
		平均年間給与額 (a)	人員 (b)	平均年間給与額 (c)
1	20～23	3,000 千円	1 人	3,500 千円
2	24～27	3,700 千円	5 人	4,200 千円
3	28～31	4,500 千円	5 人	5,200 千円
4	32～35	5,400 千円	5 人	5,700 千円
5	36～39	6,300 千円	5 人	6,800 千円
6	40～43	7,200 千円	5 人	8,100 千円
7	44～47	8,200 千円	4 人	8,300 千円
8	48～51	8,700 千円	4 人	9,200 千円
9	52～55	8,900 千円	3 人	9,700 千円
10	56～59	9,000 千円	3 人	10,000 千円

(注)「平均年間給与額」等の数値は、算出例を示すために作成したサンプルデータである。

【算出例】

○独立行政法人が現に支給している給与水準

$$\begin{aligned} & \{(b1 \times c1) + (b2 \times c2) + (b3 \times c3) + (b4 \times c4) + (b5 \times c5) + (b6 \times c6) + (b7 \times c7) + (b8 \times c8) + (b9 \times c9) + (b10 \times c10)\} \div \\ & (b1 + b2 + b3 + b4 + b5 + b6 + b7 + b8 + b9 + b10) \\ & = 282,600 \div 40 \\ & = \underline{7,065} \end{aligned}$$

○国の水準で支給した場合の給与水準

$$\begin{aligned} & \{(b1 \times a1) + (b2 \times a2) + (b3 \times a3) + (b4 \times a4) + (b5 \times a5) + (b6 \times a6) + (b7 \times a7) + (b8 \times a8) + (b9 \times a9) + (b10 \times a10)\} \\ & \div (b1 + b2 + b3 + b4 + b5 + b6 + b7 + b8 + b9 + b10) \\ & = 259,800 \div 40 \\ & = \underline{6,495} \end{aligned}$$

○対国家公務員指数

$$7,065 \div 6,495 \times 100 = \boxed{108.8}$$

他法人との比較の場合には、他法人の事務・技術職員（又は研究職員）の年齢別平均年間給与額を上記例の国の「年齢別平均年間給与額」に置き換えて算出する。